

政省令等改正の概要

平成30年12月
経済産業省貿易管理部
安全保障貿易管理課

I. 改正趣旨

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止等の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合【参考1】において輸出規制等をすべき対象が合意されている。

我が国においては、合意内容を担保するため、技術については、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第25条の下に定められる政令（外国為替令。以下「外為令」という。）に、貨物については、外為法第48条の下に定められる政令（輸出貿易管理令。以下「輸出令」という。）に規定することで、輸出規制等の対象としている。【参考2】

各国際輸出管理レジームにおける昨年の合意等を受けて、輸出令・関連省令・関連告示・関連通達の改正を行うことにより、規制の対象となる技術及び貨物を追加・削除等し、併せて、その他所要の改正を行う。

なお、本改正の施行日は、平成31年1月9日としている。

【参考1】国際輸出管理レジームの概要

NSG	「Nuclear Suppliers Group」の略。1974年におけるインドの核実験成功を背景に、核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は48か国。
AG	「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に1985年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は42か国。
MTCR	「Missile Technology Control Regime」の略。1980年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として1987年に発足。参加国数は35か国。
WA	「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として1996年に発足。参加国数は42か国。

【参考2】関係法令及び略称

【法律】

- 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）：**外為法**

【政令】

- 外国為替令（昭和55年政令第260号）：**外為令**
- 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）：**輸出令**

【省令】

- 輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号）：**輸出規則**
- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）：**貨物等省令**

【通達】

- 輸出貿易管理令の運用について：**運用通達**
- 外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項及び外国為替令第十七条第二項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について：**役務通達**
- 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について：**提出書類通達**
- 包括許可取扱要領：**包括許可要領**
- 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について：**キャッチオール通達**

II 改正内容

武器関連（1の項関係）

- 1の項（1）（銃砲等）の附属品に係る規定の追加【規制内容の明確化】
WAにおいて、MLの原文が変更されたことに伴い、所要の改正を行う。
 - 運用通達の1の項【通達】

- 火薬類の除外対象の追加【規制内容の明確化】
火薬類のうち、火工品について、懸念用途に用いられるおそれが低いものについて、除外規定の追加を行う。
 - 運用通達の1の項【通達】

原子力関連（2の項関係）

- 棚段塔及びその内部構造物に係る規定の改正【規制緩和】
NSGの合意事項を踏まえ、重水の製造に用いられる棚段塔及びその内部構造物を削除する改正を行う。
 - 貨物等省令第1条第10号ロ（一）及び（二）【省令】
 - 運用通達の2の項【通達】

- 測定システムに係る規定の改正【規制内容の明確化】
NSG原文に変更はないものの、貨物等省令における他の項との規定ぶりを合わせる観点から、所要の改正を行う。したがって、規制対象範囲に変更はない。
 - 貨物等省令第1条第17号ロ（一）及び（二）【省令】
 - 運用通達の2の項【通達】

- 質量分析計に係る規定の追加【規制緩和】
NSG原文をより忠実に表現する観点から、所要の改正を行う。加えて、NSGの合意事項を踏まえ、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第1条第37号【省令】
 - 運用通達の2の項【通達】

■ トリチウムを製造するために特に設計したリチウムを含有する標的となる組立品及び当該組立品のために特に設計した部分品に係る規定の追加【規制強化】

NSGの合意事項を踏まえ、新たに指定された貨物の追加を行う。

- 輸出令別表第1の2の項(48)【政令】
- 貨物等省令第1条第58号ハ及びニ【省令】
- 運用通達の2の項【通達】

化学・生物兵器関連(3の項、3の2の項関係)

■ 軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質に係る規定の改正【規制内容の明確化】

AGの合意事項により、規制対象となる物質が明確化されたことに合わせ、貨物等省令において、規制対象範囲の明確化に規定する観点から、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第2条第1項第3号カ【省令】
- 運用通達の3の項【通達】

■ 反応器及び貯蔵容器の修理に用いられる組立品又はそのために特に設計した部分品に係る規定の追加【規制強化】

AGの合意事項を踏まえ、新たに指定された貨物の追加を行う。

- 外為令別表の3の項(2)【政令】
- 輸出令別表第1の3の項(3)【政令】
- 貨物等省令第2条第3項【省令】
- 貨物等省令第15条の2【省令】
- 輸出規則第1条第3項【省令】
- 提出書類通達の別表1【通達】
- 包括許可要領の3の項【通達】

■ トリインフルエンザウイルスに係る規定の改正【規制緩和】

AGの合意事項を踏まえ、規制対象となるトリインフルエンザウイルスの規制対象範囲について、高病原性のものに限定する改正を行う。

- 貨物等省令第2条の2第1項第1号【省令】

■ 毒素に係る規定の改正【規制内容の明確化】

AGの合意事項を踏まえ、規定ぶりについて所要の改正を行う。

- 貨物等省令第2条の2第1項第3号【省令】
 - 運用通達の3の2の項【通達】
- 遺伝子に係る規定の改正【規制強化・規制内容の明確化】
 A Gの合意事項を踏まえ、規定ぶりについて所要の改正を行う。
- 貨物等省令第2条の2第1項第6号及び第7号【省令】
 - 運用通達の3の2の項【通達】
- 発酵槽に係る規定の改正【規制内容の明確化】
 A Gの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。
- 貨物等省令第2条の2第2項第2号【省令】
- 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置に係る規定の追加【規制強化】
 A Gの合意事項を踏まえ、新たに指定された貨物の追加を行う。
- 輸出令別表第1の3の2の項(2)9【政令】
 - 貨物等省令第2条の2第2項第9号【省令】

ミサイル関連（4の項関係）

- ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンに係る規定の改正【規制緩和・規制強化】
 M T C Rの合意事項を踏まえ、規制対象となる要件の追加を行う。
- 貨物等省令第3条第3号イ【省令】
 - 運用通達の4の項【通達】
- しごきスピニング加工機に係る規定の改正【規制緩和】
 M T C Rの合意事項を踏まえ、規制対象となる要件の追加を行う。
- 貨物等省令第3条第5号【省令】
- バッチ式の混合機に係る規定の改正【規制内容の明確化】
 M T C Rの合意事項を踏まえ、所要の改正を行う。
- 貨物等省令第3条第9号【省令】
- 連続式の混合機に係る規定の改正【規制内容の明確化】

MTCRの合意事項を踏まえ、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第3条第9号の2【省令】

■ 飛行制御装置、姿勢制御装置又はサーボ弁に係る規定の改正
【規制内容の明確化】

MTCRの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。

- 運用通達の4の項【通達】

■ アビオニクス装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

MTCRの合意事項を踏まえ、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第3条第19号ハ【省令】

■ 機体、推進装置及び揚力制御面を統合するための技術の規定の追加
【規制強化】

MTCRの合意事項を踏まえ、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第16条第3項第1号【省令】

先端材料関連（5の項関係）

■ 繊維を使用した成型品に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第4条第2号イ及びロ【省令】

■ 熱可塑性の共重合体に係る規定の削除【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第1の5の項（16）【政令】

材料加工関連（6の項関係）

■ 軸受に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、ISOの表記からJISの表記に改めるなど所要の改正を行う。

- 貨物等省令第5条第1号イ【省令】

■ 測定装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化（①非接触型の測定装置、②測定装置の組立品）の観点から、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第5条第8号ロ（一）及び（四）【省令】
- 運用通達の6の項【通達】

■ フィードバック装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化（①直線上の位置のフィードバック装置、②回転位置フィードバック装置、③角度の変位を測定する装置）の観点から、所要の改正を行う。なお、①及び②については、貨物等省令第5条第10号イ及びロから移行。

- 貨物等省令第5条第8号ロ（二）及びハ【省令】
- 運用通達の6の項【通達】

■ レーザー干渉計及びレーザーを用いた光学エンコーダに係る規定の改正【規制強化・規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化等の観点から、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第5条第8号ロ（三）【省令】

■ ロボットに係る規定の削除【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、実時間で三次元の画像処理等を行うことができるものを削除する改正を行う。

- 輸出令別表第1の6の項（7）1【政令】
- 貨物等省令第5条第9号イ【省令】
- 運用通達の6の項【通達】

■ フィードバック装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、フィードバック装置を貨物等省令第5条第8号に移行する改正を行う。

- 貨物等省令第5条第10号イ及びロ【省令】
- 運用通達の6の項【通達】

■ 複合回転テーブル及び加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルに係る規定の改正【規制強化・規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、複合回転テーブル等について、現行より工作機械の範囲を拡大するなど、所要改正を行う。

- 貨物等省令第5条第10号ハ及びニ【省令】
- 運用通達の6の項【通達】

■ 工作機械の設計又は製造に係る技術の規定の改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、所要改正を行う。

- 貨物等省令第18条第1項第1号及び第3号【省令】
- 役務通達の6の項【通達】

■ 数値制御装置の使用に係る技術の規定の削除【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、数値制御装置の一部の使用に係る技術を削除する改正を行う。

- 貨物等省令第18条第3項第2号及び第3号【省令】

エレクトロニクス関連（7の項関係）

■ 集積回路に係る規定の改正【規制強化・規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の変更（①プログラムを電氣的に消去することができるプログラマブルROM及び磁気抵抗メモリーを削除、②不揮発性メモリーを追加）等を行う。

- 貨物等省令第6条第1号ロ、ホ及びワ【省令】
- 運用通達の7の項【通達】

■ フィールドプログラマブルロジックデバイスに係る規定の改正

【規制内容の明確化・規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、規制対象に含まれるものを貨物等省令に移行するとともに、SPLDsの削除する改正を行う。

- 貨物等省令第6条第1号ト【省令】
- 運用通達の7の項【通達】

■ マイクロ波用固体増幅器等に係る規定の改正【規制緩和・規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第6条第2号ホ【省令】
- 運用通達の7の項【通達】

- セルに係る規定の改正【規制強化・規制緩和】
WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の変更を行う。
 - 貨物等省令第6条第5号【省令】
 - 運用通達の7の項【通達】

- 電気光学効果を利用する光変調器に係る規定の追加【規制強化】
WAの合意事項を踏まえ、新たに指定された貨物の追加を行う。
 - 輸出令別表第1の7の項（8の4）【政令】
 - 貨物等省令第6条第8号の4【省令】
 - 運用通達の7の項【通達】

- アナログデジタル変換器に係る規定の改正【規制内容の明確化】
WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第6条第10号【省令】
 - 運用通達の7の項【通達】

- スペクトラムアナライザーに係る規定の改正【規制緩和】
WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の変更を行う。
 - 貨物等省令第6条第12号【省令】

- マスク及びレチクル等に係る規定の改正【規制強化】
WAの合意事項を踏まえ、電気光学効果を利用する光変調器（貨物等省令第6条第8号の4）が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第6条第17号ト、チ及びリ【省令】

- 半導体素子等の試験装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】
WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の変更を行う。
 - 貨物等省令第6条第17号ヌ【省令】

- マスクの製造に用いられる基材（マスクブランク）に係る規定の追加【規制強化】
WAの合意事項を踏まえ、新たに指定された貨物の追加を行う。
 - 輸出令別表第1の7の項（17の2）【政令】
 - 貨物等省令第6条第17号の2【省令】
 - 運用通達の7の項【通達】

- ヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板に係る規定の改正
【規制内容の明確化】
WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第6条第18号【省令】
 - 運用通達の7の項【通達】

- レジストに係る規定の改正【規制緩和】
WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の変更を行う。
 - 貨物等省令第6条第19号【省令】

- 炭化けい素等の基板に係る規定の追加【規制内容の明確化】
WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第6条第22号及び第24号【省令】

- 多結晶の基板に係る規定の追加【規制強化】
WAの合意事項を踏まえ、新たに指定された貨物の追加を行う。
 - 輸出令別表第1の7の項(23)【政令】
 - 貨物等省令第6条第23号及び第24号【省令】
 - 貨物等省令第19条第1項第5号【省令】
 - 運用通達の7の項【通達】
 - 包括許可要領の7の項【通達】

- プロセスデザインキットに係る技術の除外規定の追加【規制緩和】
WAの合意事項を踏まえ、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第19条第1項第2号ハ【省令】
 - 役務通達の7の項【通達】

コンピュータ関連（8の項関係）

- 電子計算機に係る規定の改正【規制緩和・規制内容の明確化】
WAの合意事項を踏まえ、加重最高性能の変更を行うなど所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第7条第3号【省令】
 - 貨物等省令第20条第1項及び第2項【省令】

- 運用通達の 8 の項【通達】
- 役務通達の 8 の項【通達】
- 提出書類通達の別表 1, 別表 2 の付表【通達】
- 包括許可要領の 8 の項【通達】

■ セキュリティの脆弱性の開示等に係る技術の除外規定の追加【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第 20 条第 1 項及び第 2 項【省令】
- 役務通達の 8 の項【通達】

■ 侵入プログラムに係る技術の除外規定の追加【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第 20 条第 2 項第六号【省令】

通信関連（9の項関係）

■ 伝送通信装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第 8 条第 1 号【省令】

■ フェーズドアレーアンテナに係る規定の改正【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象外となるものの規定の追加を行う。

- 貨物等省令第 8 条第 5 号【省令】
- 運用通達の 9 の項【通達】

■ 暗号装置等に係る規定の改正【規制強化・規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の変更を行うとともに、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第 8 条第 9 号～第 11 号【省令】
- 貨物等省令第 21 条第 1 項第 16 号及び第 17 号【省令】
- 運用通達の 9 の項【通達】
- 役務通達の 9 の項【通達】

センサー・レーザー関連（10の項関係）

- 音波を利用した水中探知装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】
WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第9条第1号イ【省令】

- 読み出し集積回路に係る規定の追加【規制強化】
WAの合意事項を踏まえ、新たに指定された貨物の追加を行う。
 - 貨物等省令第9条第7号の2【省令】
 - 運用通達の10の項【通達】

- 映画撮影機等に係る規定の削除【規制緩和】
WAの合意事項を踏まえ、映画撮影機等を削除する改正を行う。
 - 輸出令別表第1の10の項(4)【政令】
 - 貨物等省令第9条第8号【省令】
 - 運用通達の10の項【通達】

- 波面測定装置に係る規定の改正【規制強化】
WAの合意事項を踏まえ、規定箇所を移行するとともに、規制対象範囲の変更を行う。
 - 貨物等省令第9条第9号の3及び第10号へ(一)【省令】
 - 運用通達の10の項【通達】
 - 包括許可要領の10の項【通達】

- レーザー発振器の試験装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】
WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第9条第10号へ(二)【省令】

- レーザー発振器の附属品に係る規定の改正【規制内容の明確化】
WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第9条第10号へ(三)【省令】

推進装置関連(13の項関係)

- 船舶用のガスタービンエンジン等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第12条第2号【省令】
- 運用通達の13の項【通達】

■ 宇宙空間用の飛しょう体の制御等のための装置に係る規定の改正
【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の変更を行う。

- 貨物等省令第12条第4号の2【省令】
- 運用通達の13の項【通達】

■ ガスタービンエンジン等に係る技術の規定の改正
【規制緩和・規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、試験装置を運用するためのものなどの除外規定を追加する等所要の改正を行う。

- 貨物等省令第25条第2項第3号ロ【省令】
- 役務通達の13の項【通達】

その他（14の項関係）

■ 火薬等の添加物等に係る規定の改正【規制強化・規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の変更等を行う。

- 貨物等省令第13条第2項第2号【省令】

機微品目（15の項関係）

■ 繊維を用いた成型品及び電波の吸収材に係る規定の改正
【規制内容の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象範囲の明確化の観点から、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第14条第1号及び第2号【省令】

その他

上記の改正事項以外に以下の通達について、所要の改正を行う。

- 運用通達の改正

- 役務通達の改正
 - 提出書類通達の改正
 - 包括許可要領の改正
 - キャッチオール通達の改正
- ※その他、技術的・修辭的な観点から所要の改正を行う。